横浜市告示第 128 号

建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域から除く区域の一部改正

建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域から除く区域(平成30年9月横浜市告示第 508 号)の一部を次のように改正する

令和3年3月16日

横浜市長 林 文 子

災害危険区域から除く区域を次のように改める。

災害危険区域から除く区域

南区

保土ケ谷区

磯子区

金沢区

栄 区

港南区

中 区

港北区

瀬谷区

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により神奈川県知事が土砂災害警戒区域として指定して告示した区域のうち、三春台5、宮田町1丁目1、花咲町2丁目1、宮川町3丁目1及び赤門町1丁目1の西区部分

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により神奈川県知事が土砂災害警戒区域として指定して告示した区域のうち、師岡町8の鶴見区部分